



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

平成 23 年 12 月号

《 所長便り 》

年越しの準備はすすんでいますか？自分もなるべく来年に仕事を持ち越さないよう奮闘しています。

さて、いよいよ平成 24 年度の税制改正大綱が決定しました。新聞に載っているのご存知の方も多いと思いますが、この税制改正大綱なるものはどのような位置づけなのか、もう既に決定事項と思われる方も多くいらっしゃると思いますので、ここで「税金が改正されるまで」特集です。

主に税制改正が行われる原因として、2つの方面から要望が出されます。

① (永田町) 国民や会社から「安くしてー」という要望が国会議員へ(陳述や後援会、組織より提言)

② (霞ヶ関) 各省庁が来年の予算を計算し「高くしてー」という要望が財務省へ

このうち①の方の意見は、その議員の所属している部会や勉強会から政権与党の税制調査会(以下税調)に案が上げられます。昔のように自民党が与党の時には、自民党税調へ案が上げられ、野党の意見を入れなくても両院で過半数が取れましたから、

★自民党税調の意見=与党の意見=税制改正大綱=可決する法案
になっていた訳です。

現在は、国民新党との連立ですから、

★★民主党税調の意見+国民新党の意見=与党の意見
となるわけです。

次に②の霞が関側は、財務省が「税金沢山とりてえ〜」と与党に提言するわけです。したがって

★★★与党の意見+財務省の意見

ができあがります。さらに、内閣の意見も入ります。内閣の意見とは、政府税調という組織がありまして、学者さんとか、財界人とか、言ってしまうえば大物によって意見をガツンと入れるわけですね。

そしてようやく

★★★★与党の意見+財務省の意見+政府の意見=日本の舵を取っている人たちの総意
ができあがり、これが「税制改正大綱」となるわけです。

ただし、これで成立か？というところでもなく、日本の舵を取っていない人たち(国民や野党)の意見が入ることもあります。例えば、税制改正大綱で金持ち優遇過ぎる税制を発表したとする。その案を国会に提出したが、与党の支持率も下がり、一定の譲歩をした方が次の選挙に勝てるだろうと判断したときなどです。また、去年みたいに、国会で可決前に大震災があり、増税法案が軒並み削除されたこともありました。いずれにしても今回の税制改正大綱を基本に法案を提出して、それを国会にて審議するのですから、基本路線は確定したということですね。

三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1 階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL mikami@taxer.info

《 経営情報 》

東日本大震災の復興財源を賄うための臨時増税を盛り込んだ復興財源確保法など今年度第3次補正予算関連法が11月30日、参院本会議で採決され、民主、自民、公明などの賛成多数で可決、成立しました。復興財源確保法は25年償還の「復興債」の償還財源に充てる所得増税が柱。

「復興特別所得税」として平成25年1月から平成49年12月までの25年間、税額を2.1%上乘せ。また、法人税の実効税率をいったん5%引き下げた上で、平成24年度から平成26年度までの3年間に限って税額を10%上積み。

地方税では個人住民税の均等割を平成26年から10年間、年1000円増額。

これらの措置により3次補正総額12.1兆円のうち、10.5兆円を賄うそうです。25年償還の復興債の発行は、11兆5千億円。政府・民主党は当初、復興債の償還期間を10年としていましたが、自民、公明両党との3党協議で25年に延長。たばこ増税も想定されましたが、3党協議で合意を得られず、除外されました。

《 今月の税務 》

- ・10月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税> 申告期限…1月4日
- ・4月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分) 申告期限…1月4日
- ・給与所得の年末調整 期限…1月4日
- ・固定資産税(都市計画税)の第3期分納付 納付期限…1月4日
- ・源泉所得税(7月～12月分)納期限の特例を受けている者の納付 申請期限…1月20日

《 行楽日記 》 (福谷)

私の実家では毎年この時期に干し柿を作っており、今年は約1500個を家族全員でせっせと皮を剥いてベランダに干しています。皮を剥きながら「もうこの時期が来たのか～」と、月日が経つ早さに驚き、齢をとる早さに愕然とします。

しかし、私も中年の域に入ってはいますが、二の腕を触るとまだ若いかなと思ったりもします。欧米では、二の腕のことを「ビンゴ・ウイング」と呼ぶそうです。教会でのビンゴゲームで中年女性が「ビンゴ～」と二の腕をプルプルと羽根のようになびかせてカードを掲げることから付いた名前だそうです。日本でも、「きよし・ウイング」をテレビで見かけることはあると思います。

齢をとったかどうかの確認方法は人それぞれだと思いますが、私は二の腕を触りながら若さを実感しつつ、来年も仕事に励んでいきたいと思っています。

しょうもない話を最後まで読んでいただきありがとうございます。来年もよろしくお願ひ致します。



三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町4-170 パークサイドハイツ1階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL mikami@taxer.info